

平成31年

建設文教委員会

3月8日

豊明市議会

建設文教委員会会議録

平成31年3月8日

午前10時00分 開会

午後零時21分 閉会

1. 出席委員

委員長	鵜飼 貞雄	副委員長	近藤 善人
委員	後藤 学	委員	郷右近 修
委員	清水 義昭	委員	蟹井 智行
委員	近藤 千鶴		
議長	杉浦 光男		

2. 欠席委員

なし

3. 職務のため出席した議会事務局職員の職、氏名

議会事務局長	鈴木 美智雄	議事課長	近藤 恒明
議事課長補佐 兼議事担当係長	水野 美樹	議事課主事	荻 正幸

4. 説明のため出席した者の職、氏名

市長	小浮 正典	副市長	坪野 順司
教育長	伏屋 一幸	経済建設部長	相羽 喜次
教育部長	小串 真美	経済建設部次長	若林 博志
産業支援課長	秋永 亘正	農業政策課長	加藤 忠
都市計画課長	近藤 潔	市街地整備課長	宇佐見 恭裕
下水道課長	花木 喜久治	環境課長	堅田 直寛
学校教育課長	樋口 進	学校支援室長	坂井 朋弘
生涯学習課長	高木 安司	図書館長	濱島 早代江
産業支援課長補佐	高垣 茂晴	土木課長補佐	野村 勝浩
土木課長補佐	星子 恭士	都市計画課長補佐	中野 忠之
下水道課長補佐	外山 紀元	下水道課長補佐	長野 直之
環境課長補佐	青山 康德	学校教育課長補佐	後藤 明紀
生涯学習課長補佐	深草 広治	図書館長補佐	吉澤 由美

農政担当係長	加藤直美	農地担当係長	竹内正佳
計画建築担当係長	北川宜志	市街地整備 担当係長	松本裕介

5. 傍聴議員

富永秀一	近藤ひろひで	宮本英彦	ふじえ真理子
村山金敏	早川直彦	山盛さちえ	毛受明宏
近藤郁子	三浦桂司	一色美智子	

6. 傍聴者

一般傍聴者 7名

午前10時開会

○建設文教委員長（鶴飼貞雄議員） おはようございます。定刻に御参集いただき、ありがとうございます。

ただいまより建設文教委員会を開会いたします。

会議に先立ちまして、市長より挨拶をお願いします。

小浮市長。

○市長（小浮正典君） おはようございます。

本日の建設文教委員会に付託されました案件、11の議案でございます。慎重なる審査をいただきますよう、どうぞよろしく願いいたします。

○建設文教委員長（鶴飼貞雄議員） ありがとうございます。

続いて、議長より挨拶をお願いします。

杉浦議長。

○議長（杉浦光男議員） おはようございます。

本数が多いですが、慎重審議、よろしくをお願いします。

○建設文教委員長（鶴飼貞雄議員） ありがとうございます。

これより会議を開きます。

ここでお諮りいたします。市長は自席待機といたしたいが、御異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○建設文教委員長（鶴飼貞雄議員） 御異議なしと認めます。よって、市長は退席願います。

なお、市長におかれましては、答弁を求める機会がある場合には出席をいただきますので、御承知おき願います。

（市長退席をなす）

○建設文教委員長（鶴飼貞雄議員） 本日の傍聴については、申し合わせに従い15名以内とし、委員長において一般傍聴者の入室を許可します。

（一般傍聴者入室）

○建設文教委員長（鶴飼貞雄議員） 本日の議事につきましては、本委員会に付託されました案件につきまして、お手元に配付いたしました議題に従い会議を進めます。

なお、当局におかれましては、反問権を行使される場合は意思表示を明確にされ、論点を整理して反問されますようお願いいたします。また、説明員につきましては、場合により課長補佐の答弁となることを御了承ください。

では、初めに、議案第15号 市道の路線廃止についてと議案第16号 市道の路線認定に

については関連がありますので一括議題としたいが、これに御異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○建設文教委員長(鶴飼貞雄議員) 御異議ありませんので、議案第15号と議案第16号を一括議題といたします。

理事者の説明、質疑、討論は一括して行い、採決は議案ごとで行います。

本案につきましては、既に本会議で相羽経済建設部長より提案説明を受けておりますので、直ちに質疑に入りたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○建設文教委員長(鶴飼貞雄議員) 御異議なしと認めます。よって、直ちに質疑に入ります。

では、これより質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

後藤委員。

○後藤 学委員 議案第16号のほうです。附図の1番、阿野平地区画整理区域内の道路の認定の案件ですけれども、こういう区画整理の場合、道路認定のその時期というのは、換地は終わって今出てきておるわけですが、どの時期でなければならないというようなはっきりした基準があるのでしょうか。

○建設文教委員長(鶴飼貞雄議員) 答弁を願います。

相羽経済建設部長。

○経済建設部長(相羽喜次君) この事例につきましては、基本的に今年度最初に道路移管を受けております。ただ、その後、換地処分公告、これ、区画整理でございますので、換地処分公告がございますので、換地処分公告が10月でございました。その後、事務手続を進めて、この時期に道路認定になったというような形でございます。

終わります。

○建設文教委員長(鶴飼貞雄議員) ほかにございませんか。

後藤委員。

○後藤 学委員 その時期に認定をしなければならないその根拠というのは何なんですか。

○建設文教委員長(鶴飼貞雄議員) 答弁願います。

相羽部長。

○経済建設部長(相羽喜次君) 換地処分公告はされないと、道路にも地番がつかみませんので、いわゆる登記がされた時期以降で地番が確定したということでございます。

終わります。

○建設文教委員長（鶴飼貞雄議員） ほかにございませんか。

後藤委員。

○後藤 学委員 この区画整理の場合、課税のほうでは仮換地課税をやってますよね。仮換地が終わると、もう既にその土地を認めて課税をしておるわけなんですけれども、だから、実態として、市としては仮換地が終わった段階で行政上では区画整理が終わったものというようなふうにならしているというふうを考えられますけれども、そういうこととのバランスからいくと、道路についてもその時期に認定すべきものではないのでしょうか。してはいけないというような根拠があったら教えてください。

○建設文教委員長（鶴飼貞雄議員） 答弁願います。

相羽部長。

○経済建設部長（相羽喜次君） 先ほど申し上げましたように、地番が確定はしておりませんので、私どもとしては、道路認定は最低限、その地番、どこからどこまでというのが当然この市道認定のために必要ないわゆる要項ですので、その確定を待って市道認定をかけておると。だから、この時期に今提案をしておるということでございます。だから、決して遅いとか早いとかじゃなくて、必要な要件が整った段階で提案をしておるということでございます。

終わります。

○建設文教委員長（鶴飼貞雄議員） ほかにございませんか。

（進行の声あり）

○建設文教委員長（鶴飼貞雄議員） 以上で質疑を終結し、討論に入ります。

討論のある方は挙手を願います。

（進行の声あり）

○建設文教委員長（鶴飼貞雄議員） 以上で討論を終結し、採決に入ります。

初めに、議案第15号について採決を行います。

議案第15号については原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○建設文教委員長（鶴飼貞雄議員） 御異議なしと認めます。よって、議案第15号については、全会一致により原案のとおり可決すべきものと決めます。

続いて、議案第16号について採決を行います。

議案第16号については原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○建設文教委員長（鶴飼貞雄議員） 御異議なしと認めます。よって、議案第16号については、全会一致により原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、議案第19号 豊明市森林環境譲与税基金条例の制定についてを議題といたします。

本案件につきまして、理事者より簡潔に説明を求めます。

加藤農業政策課長。

○農業政策課長（加藤 忠君） それでは、議案第19号 豊明市森林環境譲与税基金条例の制定について説明いたします。

この案を提出するのは、地方自治法第241条の規定に基づき、豊明市森林環境譲与税基金条例を制定する必要があるからです。

それでは、内容を説明しますので、1枚おめくりください。

第1条では、平成31年度税制改正により、森林環境譲与税の市町村の譲与の開始がされる見込みであり、豊明市における林材利用の促進や普及啓発等の森林整備及びその促進に要する経費の財源に充てるため、基金設置について定めております。

第2条では、基金の原資は市に交付される森林環境譲与税を充てることを定めております。

第3条では、基金の管理運用方法を定めております。

第4条では、運用益金については基金に組み込むことを定めております。

第5条では、基金の運用を一時的に歳計現金で運用することを定めております。

第6条では、基金の処分は、環境譲与税の趣旨に基づいた用途により処分できることを定めております。

第7条は、委任条項であります。

附則として、この条例は、平成31年4月1日から施行するものです。

以上で説明を終わります。

○建設文教委員長（鶴飼貞雄議員） 理事者の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

郷右近委員。

○郷右近 修委員 この制度は、原資となる税金は個人が税負担をして、その条件は、所得に関係がなく、一律1,000円負担というふうに聞いています。また、法人は負担をしないということの認識で合っているのでしょうか。

○建設文教委員長（鶴飼貞雄議員） 答弁願います。

加藤課長。

○農業政策課長（加藤 忠君） 税金の負担についてでございますけれども、低所得の方ということで、均等割の非課税者については免除ということになっております。

以上です。

○建設文教委員長（鵜飼貞雄議員） ほかにございませんか。

郷右近委員。

○郷右近 修委員 この制度の運用として、間伐や人材育成、担い手の確保、木材利用の促進や普及啓発等の森林整備及びその促進に関する寄与に充てなければならないというふうな目的が書かれていますし、都道府県レベルだと、森林整備を実施する市町村の支援などに関する費用に充てなければならないというふうにも書いてあります。公表については、市町村と都道府県が森林環境譲与税の用途などを公表しなければならないともあるようです。

その上で、豊明市にこの対象になるような森林というのは、そういう規模の森林はあるんでしょうか。それから、そういったところ、木材を例えば利用して、豊明市の森林の保全につながるような計画や事業というのはあるんでしょうか。

○建設文教委員長（鵜飼貞雄議員） 答弁願います。

加藤課長。

○農業政策課長（加藤 忠君） 基金の用途についてですけれども、譲与税は全額基金に積み立てることを原則としておりまして、その一部を木材利用の促進のために充てることを想定しており、本市の場合、友好都市自治体であります長野県上松町の林材使用製品を市民に還元することを考えております。また、都市近郊の民有林であります二村山の保全及び購入費としても考えております。

以上になります。

○建設文教委員長（鵜飼貞雄議員） ほかにございませんか。

近藤善人副委員長。

○近藤善人委員 この譲与税の譲与基準とかあればお願いします。あと、その市がもらえる金額がわかればお願いします。

○建設文教委員長（鵜飼貞雄議員） 答弁願います。

加藤課長。

○農業政策課長（加藤 忠君） 譲与税が豊明市に譲与される金額についてですけれども、最初の初年度から3年、4年ですか、31年から36年については260万円、それから、37年から40年に関しては560万円、それから、平成41年から44年については730万円、45年以降に

については満額の890万円の譲与税が豊明市のほうに入金されます。

(譲与基準、答弁漏れ、譲与基準の声あり)

○農業政策課長(加藤 忠君) 民有林の面積及び人口を換算して譲与されます。

以上になります。

○建設文教委員長(鵜飼貞雄議員) ほかにございませんか。

後藤委員。

○後藤 学委員 この森林譲与税を譲与税としていただける金額は今答弁がありましたけれども、豊明市民がこの森林環境税として払う額は幾らになるのでしょうか。

○建設文教委員長(鵜飼貞雄議員) 答弁願います。

加藤課長。

○農業政策課長(加藤 忠君) 森林譲与税が今回入るものですが、その税金として納めるのが森林環境税になりまして、これは平成36年から賦課されるということで、この内容については、市町村が個人住民税と合わせて賦課されるというような内容になっております。

以上です。

○建設文教委員長(鵜飼貞雄議員) 後藤委員。

○後藤 学委員 なので、豊明市としてどのくらいの税額になるのかということをお聞きしたいんですけど。

○建設文教委員長(鵜飼貞雄議員) 答弁願います。

見込みということでいいですね。

加藤課長。

○農業政策課長(加藤 忠君) 豊明市としての額としてはちょっと承知しておりませんが、国税として徴収されるのが住民1人当たり1,000円という形になっております。

以上です。

○建設文教委員長(鵜飼貞雄議員) 後藤委員。

○後藤 学委員 1人当たり1,000円というのは知っておりますけれども、それで、豊明市が幾ら負担して、譲与税として幾ら返ってくるのかというところを確認しておきたいので、お聞きしておるわけです。

○建設文教委員長(鵜飼貞雄議員) 答弁願います。

加藤課長。

○農業政策課長(加藤 忠君) 後ほど回答させていただきます。

○建設文教委員長(鵜飼貞雄議員) ほかにございませんか。

郷右近委員。

○郷右近 修委員 最初にお話しした中で、法人は負担しないという認識で合っているかということ、答弁が漏れていたのか、私が聞き逃したのか、ちょっとお願いします。

○建設文教委員長（鵜飼貞雄議員） 答弁願います。

加藤課長。

○農業政策課長（加藤 忠君） 申しわけありません。法人については該当しないということ考えております。

以上です。

○建設文教委員長（鵜飼貞雄議員） ほかにございませんか。

後藤委員。

○後藤 学委員 譲与税の使途ですけれども、間伐や森林整備、森林整備を促進するための人材育成、木材利用の促進というようなことを書いてあるわけですが、上松に還元するということは大丈夫なのかということと、それから、先ほど二村山購入ということをおっしゃいましたが、二村山購入もそれに、この基準から何か外れているように思えますけれども、ちゃんと該当するのでしょうか。

○建設文教委員長（鵜飼貞雄議員） 答弁願います。

相羽経済建設部長。

○経済建設部長（相羽喜次君） 今の現段階においては、この基金の使途については、私ども、まず、今のところは目的が今まだ定まってない部分がございます。先ほど言った、いわゆる間伐材の利用そのものについては、私ども、林材を豊明市から拋出しているものではないので、これについては多分支障がないというようなふうには考えております。

また、もう一点の民有林の買い上げだとか保全については、これは合致しているだろうというふうなことで今考えておりますので、将来的にはそういう使い方を私どもとしてはいきたいと。今回は当然、まだ少額な基金でございますので、将来的に備えて、この部分については使えるような形で積み立てていきたいというふうな形で考えております。

終わります。

○建設文教委員長（鵜飼貞雄議員） ほかにございませんか。

後藤委員。

○後藤 学委員 ということだと、二村山に限らず、例えば大狭間湿地の周辺の森林がなくなると大変なことになるわけですが、そういう森林を購入するというようなことにも充当ができるという、そういう解釈でよろしいでしょうか。

○建設文教委員長（鵜飼貞雄議員） 答弁願います。

相羽部長。

○経済建設部長（相羽喜次君） それにつきましては、個別に将来的な基金の運用のときに考えることで、今、現段階では用途を特に限定をしているというような形では考えてません。

終わります。

○建設文教委員長（鵜飼貞雄議員） 後藤委員。

○後藤 学委員 確認ですけれども、二村山に限定しているのかどうなのかということをお聞きしてるんですけど、民有林を買うという、買収するというのであればいいのかということをお聞きしておるんです。

○建設文教委員長（鵜飼貞雄議員） 答弁願います。

相羽部長。

○経済建設部長（相羽喜次君） 特に限定しているつもりではなくて、民有林の保全だとか買い上げに使えるだろうということのために積み立てるということでございます。

終わります。

○建設文教委員長（鵜飼貞雄議員） 加藤課長。

○農業政策課長（加藤 忠君） 先ほどの質問の豊明市の負担割合ということですのでけれども、均等割の人口としまして、豊明市の場合、3万5,500人該当します。その金額で換算しますと、3,550万の負担という形になります。

以上です。

○建設文教委員長（鵜飼貞雄議員） ほかにございませんか。

後藤委員。

○後藤 学委員 確認ですけれども、そうすると、豊明市は3,550万円、豊明市民は税金を払うけれども、譲与税として入ってくるのは、45年以降の最高になっても890万円しかない、ということですね。

○建設文教委員長（鵜飼貞雄議員） 答弁願います。

相羽部長。

○経済建設部長（相羽喜次君） 今の制度で私どもが説明を受けているのは、そのような形で聞いております。

終わります。

○建設文教委員長（鵜飼貞雄議員） ほかにございませんか。

（進行の声あり）

○建設文教委員長（鵜飼貞雄議員） 以上で質疑を終結し、討論に入ります。

討論のある方は挙手を願います。

郷右近委員。

○郷右近 修委員 簡単に、では、反対の討論をします。

この行おうとしている事業の中身そのものは、森林環境保全という意味では必要な事業だとは思いますが、そのやり方、税の負担のあり方が一律1,000円ということで、非課税の方は対象外ですけど、課税対象になれば、もう一律全員1,000円と、所得に応じた段階的な負担になっていませんし、私どもの中で、法人は負担しないというあり方ですから、これは問題があるんじゃないかなというふうに思っています。

また、豊明市の条件だと、直接該当するような環境が余りなく、他市町への手立てが考えられるという状況であれば、県や国がもっと目的に沿った事業としてやるべきなんじゃないかなというふうに思ったので、反対です。

○建設文教委員長（鵜飼貞雄議員） ほかにございませんか。

後藤委員。

○後藤 学委員 この用途についてですけれども、この法の解説によりますと、民有林の買収がオーケーというようなことは書いてないように思えるんですけれども、そういうところが確実に民有林の買い上げ等にも適用されるように、これは法の解釈の問題だと思いますけれども、部長がそういう答弁をされたからには、県のほうからそういうような説明があったとかというようなことだろうと思いますので、その点は確実にやっていただきたいということと、それから、3,550万円も負担して最高でも890万円しか返ってこないというのは非常に納得がいかないわけですが、ただ、豊明も上流域の森林の恩恵をこうむっているわけですので、負担のほうが大きくなるということはやむを得ないかなと思っておりますけれども、ただ、上松に還元するというようなお話、先ほどありました。そういうことで上流域に豊明市がその還元のための財源を使うんならば、890万円しか返ってこないというのはおかしいと思いますので、そういうことも、今後、この制度の運用に当たって、県のほうにそういう声を届けていただきたいというふうに思います。ということをお願いして、賛成といたします。

○建設文教委員長（鵜飼貞雄議員） ほかにございませんか。

（進行の声あり）

○建設文教委員長（鵜飼貞雄議員） 以上で討論を終結し、採決に入ります。

議案第19号は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○建設文教委員長（鵜飼貞雄議員） 賛成多数であります。よって、議案第19号は、賛成

多数により原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、議案第20号 豊明市立視聴覚ライブラリー条例の廃止についてを議題といたします。

本案件につきまして、理事者より簡潔に説明を求めます。

濱島図書館長。

○図書館長（濱島早代江君） それでは、議案第20号 豊明市立視聴覚ライブラリー条例の廃止について御説明いたします。

この案を提出するのは、当初の設置目的を達成したことにより、豊明市立視聴覚ライブラリーを廃止する必要があるからでございます。

1枚おめくりください。

豊明市立視聴覚ライブラリー条例を廃止する条例でございます。

豊明市立視聴覚ライブラリー条例は廃止いたします。

附則といたしまして、この条例は、平成31年4月1日から施行いたします。

以上で説明を終わります。

○建設文教委員長（鵜飼貞雄議員） 理事者の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

清水委員。

○清水義昭委員 今御説明にありました、その当初の目的を達成したというのはどういうことなのか、ちょっと簡単に説明をお願いします。

○建設文教委員長（鵜飼貞雄議員） 答弁願います。

濱島図書館長。

○図書館長（濱島早代江君） 当初の目的というのは、社会教育、学校教育において、視聴覚手段を活用して学習効果を高めるとともに、教育の機会を拡充することが大切であるということにより、視聴覚ライブラリーの整備が望まれました。

以上でございます。

○建設文教委員長（鵜飼貞雄議員） それを達成されたかということ。

○図書館長（濱島早代江君） その後、済みません、一般的な視聴覚機器の進歩が教育の現場にも反映され、視聴覚教材の調達と利益が容易にできる環境になったことからです。

以上です。

○建設文教委員長（鵜飼貞雄議員） ほかにございませんか。

郷右近委員。

○郷右近 修委員 では、その上で、これまで保管されてきたデータがさまざまあると思うんですが、その中でも今後も活用できるデータはあるんじゃないかとも思いまして、保有しているデータ、何らかデジタル化をなさるんじゃないかなと思うんですけど、どれぐらいの割合で残したりする考えがあるんでしょうか。

○建設文教委員長（鶴飼貞雄議員） 答弁願います。

濱島図書館長。

○図書館長（濱島早代江君） 今後の教材のほうの活用についてなんですが、DVDやビデオ教材については図書館へ移管をしまして、引き続き必要とする団体に貸し出しをする方向であります。あと、視聴覚教材、主にビデオカメラ、三脚、プロジェクターとスクリーンなども図書館に移管をし、団体貸し出しに供することにしております。

ただ、16ミリフィルムがございますが、こちらのほうはちょっと劣化も激しいものもあるようなので、そちらのほうは廃止する方向であります。映写会など、図書館の特別行事などで活用の可能性も含めて検討したいと考えております。

以上でございます。

○建設文教委員長（鶴飼貞雄議員） ほかにございませんか。

後藤委員。

○後藤 学委員 16ミリフィルムですけれども、内容が古くなって、教材としては役に立たないということはあるかもしれませんが、逆に、古くなったことで、今では得られないような映像がその中にあるというようなこともあり得ますので、言ってみれば文化的な価値があるということもありますので、と思うのでお聞きするんですけども、これを処分してしまうということになるのでしょうか。それとも、郷右近議員が言われたように、何らかの形で残しておかれるのか、その辺についてお聞かせください。

○建設文教委員長（鶴飼貞雄議員） 答弁願います。

濱島図書館長。

○図書館長（濱島早代江君） 16ミリフィルム、余りにも劣化がひどいものは処分いたしますが、映像として見れるものは何らかの保存をして、今後、活用できるものがあれば活用していきたいと思っております。DVDに落とせるものとかでしたら、そういうのも落としていきたいなと思っております。

以上です。

○建設文教委員長（鶴飼貞雄議員） ほかにございませんか。

清水委員。

○清水義昭委員 活用しようかどうかというのその16ミリフィルムですか、というのは、

直近で活用されたというのがありますか。

○建設文教委員長（鵜飼貞雄議員） 濱島図書館長。

○図書館長（濱島早代江君） 29年度も、30年度、まだ途中なんですけど、あと数週間ありますけど、16ミリフィルムの貸し出しはございません。

以上です。

○建設文教委員長（鵜飼貞雄議員） ほかにございませんか。

清水委員。

○清水義昭委員 視聴覚ライブラリーの運営委員会のほうの議事録、見させていただいたんですけども、視聴覚ライブラリーのほうでビデオ講習会とか、こういうのをやってたと思うんですけど、こういうのはどうなるんですか。

○建設文教委員長（鵜飼貞雄議員） 答弁願います。

濱島図書館長。

○図書館長（濱島早代江君） そのまま今後も引き続きやっていく方向でございます。

以上です。

○建設文教委員長（鵜飼貞雄議員） ほかにございませんか。

清水委員。

○清水義昭委員 それはどこが所管するようなことになるんでしょうか。

○建設文教委員長（鵜飼貞雄議員） 答弁願います。

濱島図書館長。

○図書館長（濱島早代江君） 図書館としてビデオ講習会を開催いたします。

○建設文教委員長（鵜飼貞雄議員） ほかにございませんか。

（進行の声あり）

○建設文教委員長（鵜飼貞雄議員） 以上で質疑を終結し、討論に入ります。

討論のある方は挙手を願います。

郷右近委員。

○郷右近 修委員 議案20号、ライブラリー条例の廃止について賛成をしますが、要望をしておきます。

先ほどお答えいただいたように、劣化して、もう物理的にどうにもならないものは、本当、仕方がないかなと思うんですけど、これまで役立ってきたデータ、そしてあと、後藤議員もおっしゃってましたけど、今となってはむしろ価値が出る中身なども、ぜひ一つ一つ検討しながら、できるだけ保存をいただければいいんじゃないかなという考えで賛成します。

○建設文教委員長（鶴飼貞雄議員） ほかにございませんか。

清水委員。

○清水義昭委員 賛成です。先ほど話にも上がりましたが、例えば16ミリのフィルムだとかというのは、もう劣化も激しくて、多分、ぴーって剥がしても剥がれてこないような感じになっているものが多くあるというふうにも聞いてますので、保管しておく場所についても、行政財産ということもありますので、取捨選択というか、本当に要らないものは要らない、直近でも貸し出しというのはほとんどないような状態ですので、そういうところもお願いしたいです。

それから、ビデオ講習会なんかも受講者が結構おみえになるというふうにも聞いてますので、こちらのほうもあわせて今までどおりというか、活性されるような体制でお願いしたいと思います。賛成です。

○建設文教委員長（鶴飼貞雄議員） ほかにございませんか。

後藤委員。

○後藤 学委員 簡潔に申し上げますけれども、16ミリフィルム自体がもう既に、フィルムとか映写機自体が既に文化財的な価値があるというふうなふうに思ってますので、そういうところをしっかりと考えて、今後の対処を決めていただきたいと思います。

○建設文教委員長（鶴飼貞雄議員） 賛成ですか。

○後藤 学委員 はい、賛成です。

○建設文教委員長（鶴飼貞雄議員） ほかにございませんか。

（進行の声あり）

○建設文教委員長（鶴飼貞雄議員） 以上で討論を終結し、採決に入ります。

議案第20号は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○建設文教委員長（鶴飼貞雄議員） 御異議なしと認めます。よって、議案第20号は、全会一致により原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、議案第28号 豊明市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

本案件につきまして、理事者より簡潔に説明を求めます。

堅田環境課長。

○環境課長（堅田直寛君） それでは、議案第28号 豊明市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正についての御説明をさせていただきます。

この案を提出するのは、資源の持ち去りを防止するために必要があるからでございます。

それでは、内容について御説明させていただきますので、1枚おめくりください。

第2条に資源の定義を定めた第6号を加え、第8条の次に第8条の2として1条加え、第1項では、資源置き場に出された資源物を第三者が勝手に収集運搬してはならないと明示し、第2項で違反者に対して違反行為を行わないよう命令することができるとしております。

本則の最後に加える第29条第1項では、命令に違反した者に対して20万円以下の罰金に処する罰則規定を設け、第2項で、事業主にかかわる者が違反行為をした際は、違反者本人だけではなく、事業主も同様に罰するとしたものでございます。

附則といたしまして、この条例は、10月1日から施行するものでございます。

以上で説明を終わります。

○建設文教委員長（鵜飼貞雄議員） 理事者の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

郷右近委員。

○郷右近 修委員 第8条の2、規則で定める資源（一般廃棄物処理計画で定める回収場所に排出されたものに限る。次項においても同じ。）については、市及び市長が委託または指定する者以外の者は、収集し、または運搬してはならないとあるんですけれど、ということだと、スーパーマーケットだったりコンビニだったり、あとは資源関連業者が町なかの道端に設置しているような回収ステーションのようなもの、あると思うんですけど、こういったものというのはこの条例の対象外ということによいんでしょうか。そういう場合は一般的な警察に窃盗で検挙されるという、そういう理解でよいんでしょうか。

○建設文教委員長（鵜飼貞雄議員） 答弁を願います。

堅田課長。

○環境課長（堅田直寛君） まず、前段の部分につきましては委員のおっしゃるとおりで、私どもが設置したものではないので、私どものほうの条例では縛られません。

もう一つのほうの盗んだ場合という形なんですけども、こちらにつきましては、検挙されるかどうかというのはあくまで警察等の話になりますので、こちらのほうでちょっとお答えできるものではございません。

以上です。

○建設文教委員長（鵜飼貞雄議員） ほかにございませんか。

後藤委員。

○後藤 学委員 本会議の議案質疑でもあったかと思えますけれども、被害の件数ですね。

七、八件とかというようなふうだったような気がしますけれども、被害の件数と、それから、1件当たりの被害額がどのくらいなのかということをお教えいただきたいと思ひます。

○建設文教委員長（鵜飼貞雄議員） 答弁願ひます。

堅田課長。

○環境課長（堅田直寛君） 平成30年度の被害件数という形で、正式に私ども、町内会長様からいただひているのが7件、先日ちょっと1件ありまして8件、そういう話がありました。ただ、金額につきましては、盗まれた量という形ではわかりませんので、額としてはちょっとこちらのほうでは今現状ではわからないという形になります。

以上です。

○建設文教委員長（鵜飼貞雄議員） ほかにござひませんか。

郷右近委員。

○郷右近 修委員 先行してこのような条例をつくり運営している自治体があると思ひんですが、そういった自治体、他の自治体では、条例によってつくる前、つくる後の抑止効果の状況というのはどのようなものか、わかっているんでしょうか。

それから、罰則を設けるといふ条例の重さからすると、過去に例えば特定の一つ一つの集積場所盗難があつたかなかつたかにかかわらず、例えばカメラなどを設置して常に監視したりといふようなこともするんでしょうか。

○建設文教委員長（鵜飼貞雄議員） 答弁願ひます。

堅田課長。

○環境課長（堅田直寛君） 他市町の効果につきましては、私どものほうは承知しておりません。ただ、現状、愛知県内54市町ありますけれども、26市町がこのような条例をつかっております。もし今回、豊明、お認めいただければ、ちょうど過半数、半分になるんですけれども、そういった形で26市町やっているとすることは、効果があるという形で私どもほうは考えております。

以上です。

もう一つのほうのカメラですね。カメラにつきましては、現状では考えておりません。

以上です。

○建設文教委員長（鵜飼貞雄議員） ほかにござひませんか。

後藤委員。

○後藤 学委員 今の関連質問のようになりまひますけれども、26市町のうち、罰則として罰金を科しているところは幾つありますか。

○建設文教委員長（鵜飼貞雄議員） 答弁願ひます。

堅田課長。

○環境課長（堅田直寛君） 26市町中、罰則、過料も含めてなんですけれども、あるのが18になります。

以上です。

○建設文教委員長（鵜飼貞雄議員） ほかにございませんか。

後藤委員。

○後藤 学委員 本会議の議案質疑でも、過料であるべきか、罰金であるべきかということが指摘されておりましたけれども、そういう意味で大きな違いがありますので、過料は何件、罰金は何件ということで教えていただきたいと思います。

○建設文教委員長（鵜飼貞雄議員） 答弁願います。

堅田課長。

○環境課長（堅田直寛君） 過料が3ですね。罰則が15です。

以上です。

○建設文教委員長（鵜飼貞雄議員） ほかにございませんか。

（ちょっと数が合わないんだけどの声あり）

○環境課長（堅田直寛君） 済みません、もう一度お答えします。

○建設文教委員長（鵜飼貞雄議員） 堅田課長。

○環境課長（堅田直寛君） 54市町中26がこのような条例を今持っております。その26分の18が罰則がありという形になっております。その18分の3が過料で、18分の15が罰金となっております。

以上です。

○建設文教委員長（鵜飼貞雄議員） ほかにございませんか。

○後藤 学委員 盗難が8件あったということですが、この盗難者というのかな。とっていった人が、人といいますか、がどういう人なのかという、どういう人なのかというのは、例えば大阪のほうなんかですと、空き缶とかそういったものを集めてかろうじて生活してみえる人もたくさんみえるわけですね。そういうことがテレビなんかでも紹介されておりますけれども、そういったような人がこの8人の中に含まれていないかどうかというような、そういう調査はされたんでしょうか。

○建設文教委員長（鵜飼貞雄議員） 条例の改正に沿った内容での質疑をお願いしたいんですが。

○後藤 学委員 いや、条例に沿ってます。

○建設文教委員長（鵜飼貞雄議員） よろしいですか。

○後藤 学委員 はい。

○建設文教委員長（鶴飼貞雄議員） じゃ、堅田課長。

○環境課長（堅田直寛君） 済みません、町内会長様からいただいた報告では、どのような人という形ではいただいておりますので、はっきりはわかりません。ただ、以前、大分前ですけれども、盗んでいった方、盗んでいった方という言い方はあれなんですけれども、そういったものが、おっしゃったとおり、三重県の業者、ナンバーが三重県のナンバーで、それを大阪まで持っていったというような話は聞いたことがございます。ただ、現状の8件の中に、それがどのような方かということでは報告はいただいておりますので、わかりません。

以上です。

○建設文教委員長（鶴飼貞雄議員） ほかにございませんか。

後藤委員。

○後藤 学委員 そうということだと、盗難者という言葉がちょっと正しいのかどうかかわからないけれども、盗難者が生活苦でやっているかどうかということは把握していないということですね。そうなれば、当然にそういう人たちへの対策とか、そういったようなことも考えられていないという、そういうことなんでしょうか。

○建設文教委員長（鶴飼貞雄議員） 答弁願います。

堅田課長。

○環境課長（堅田直寛君） 持っていく方が例えば生活苦だからどうだという形では、やはりちょっとそれに対しては逆差別になるのかなというふうに考えますし、もともと持っていく行為自体が、今回、私ども、資源という形で、これは町内会にとっては奨励金になる大事な財産というふうに考えております。そういったものを盗んでいいのかという形で今回条例を制定させていただいておりますので、それが生活苦だからという形でその方はオーケーという形にはならないというふうに考えております。

以上です。

○建設文教委員長（鶴飼貞雄議員） ほかにございませんか。

後藤委員。

○後藤 学委員 罰金の上限が20万円以下ということで、上限が20万になっておるわけですが、非常に高い金額です。資源の価値と比べると相当高いかなという気はいたしますけれども、この20万というのはどういう根拠で設定をされたんでしょうか。

○建設文教委員長（鶴飼貞雄議員） 答弁願います。

堅田課長。

○環境課長（堅田直寛君） こちらの条例につきましては、警察と、あと検察ですね。こちらのほうとずっと打ち合わせをしまいいりました。今、愛知県内で先ほど状況を申し上げましたけれども、18市町中13が20万円以下の罰金という形になっております。それ以外に、10万円の罰金を設けているところが1市町、逆にもっと高い30万という市町が1つございます。そういった形で検察等と協議いたしまして、20万が妥当だという形で協議した結果でございます。

以上です。

○建設文教委員長（鵜飼貞雄議員） ほかにございませんか。

（進行の声あり）

○建設文教委員長（鵜飼貞雄議員） 以上で質疑を終結し、討論に入ります。

討論のある方は挙手を願います。

後藤委員。

○後藤 学委員 今、答弁にもありましたように、町内の方が一生懸命、資源のリサイクルということで分別収集に協力していただいております。それが盗難でその利益を失われるということは、これは大変な問題だというふうに私も思っております。

思っておりますけれども、先ほど生活苦の人はこういうことをしているのかどうなのかということの調査がされてないということでしたけれども、そういうケースもあり得るのではないかなというふうに思います。特に日本では、憲法で生存権、健康で文化的な最低限度の生活を保障するというふうに規定はされておりますけれども、実態としては、生活保護の対象になる人の二十数%しか生活保護を受けてないというような実態もありますので、そういうことを考えると、そういう、こういったことで、よくないことですが、こういったことでかろうじて生活を成り立たせている人がいるかもしれないということはいくつもおかなくてはならないことではないかなと思います。

そういうふうに考えると、この罰金刑、罰金で、しかも20万円以下という非常に高い金額にもなり得る罰金刑でこれを処罰するというのは、これは本会議の早川議員の議案質疑の中でもありましたけれども、私も行き過ぎではないかなというふうに思います。罰金ということであれば、履歴書にも書かなきゃいけない。書かなければ、経歴詐称とか、あるいは申告義務違反とかというようなことになりますので、そういったことも十分配慮してよく検討すべきことではないかなと思いますので、私は、もう少しそういうところの調査をきちっとし、検討して、この案については出し直していただきたいと思いますので、反対といたします。

○建設文教委員長（鵜飼貞雄議員） 後藤委員にお尋ねします。ただいまの討論の中で討

正とかする箇所はございませんか。なければそのままよろしいですが。

○後藤 学委員 何か御指摘いただければ、訂正はいたしますが。

○建設文教委員長（鵜飼貞雄議員） 私が今聞いてた中では、生活苦の方がそういった行為に及んでいるであろうと結びつけるような発言があったというふうに捉えておりますが、いかがでしょうか。

後藤委員。

○後藤 学委員 そういうことはあり得る、調査をしてないということですので、それで、先ほども申しあげましたように、テレビでそうやって生活をかろうじてしている人がいるというようなことが紹介されておりますので、豊明でもそういったことがないとは言えませんので、そういったことがあるかないかということの調査ができてないことが問題ではないかなということをお願いしておるんです。

○建設文教委員長（鵜飼貞雄議員） では、よろしいですね。

○後藤 学委員 はい。

○建設文教委員長（鵜飼貞雄議員） ほかにございませんか。

蟹井委員。

○蟹井智行委員 20万円以下の罰金という先ほどの説明の中で、他の市町の例、紹介していただいて、30万円、10万円のところもあるけれども、20万円というのは平均的だなというふうに受けとめましたので、賛成とします。

○建設文教委員長（鵜飼貞雄議員） ほかにございませんか。

清水委員。

○清水義昭委員 賛成の立場で討論します。

各町内会さんなどが資源の収集をして、回収してもらうまで置いておく、これが先ほども答弁ありましたけれども、奨励金のようになっていると、それは有価物なんだろうというふうに思っています。年々、この資源の回収が民間の参入もあって少なくなっているということもあって、各町内会さんだとかというのはとても頼りにしているところでありますので、こういった形で条例制定するというのは賛成します。

○建設文教委員長（鵜飼貞雄議員） ほかにございませんか。

（進行の声あり）

○建設文教委員長（鵜飼貞雄議員） 以上で討論を終結し、採決に入ります。

議案第28号は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○建設文教委員長（鵜飼貞雄議員） 賛成多数であります。よって、議案第28号は、賛成

多数により原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、議案第30号 平成30年度豊明市一般会計補正予算（第8号）についてのうち、本委員会所管部分についてを議題といたします。

本案件につきまして、理事者より簡潔に説明を求めます。

堅田環境課長。

○環境課長（堅田直寛君） それでは、議案第30号、平成30年度一般会計補正予算（第8号）のうち、環境課所管分について歳出から御説明いたします。

補正予算書42ページ、43ページをお開き願います。

4款1項4目 環境衛生費の右側説明欄、環境衛生事業の環境審議会委員報酬及び新エネルギー推進委員会委員報酬、1つ飛ばしまして、専用水道等立入検査補助等業務委託料の減額は、執行残によるものでございます。

犬猫火葬場使用委託料については、知立の火葬場が平成30年度より他市町村の動物の受け入れを中止したことにより、全額補正減するものでございます。

同7目 公害対策費の右側説明欄、公害対策事業の水質等分析調査委託料、環境測定局保守点検業務委託料及び1枚めくっていただきまして、45ページの一番上の生活排水対策推進計画策定業務委託料の減額は、入札残によるものでございます。

続きまして、4款2項1目 清掃総務費の右側説明欄、東部知多衛生組合負担金事業の東部知多衛生組合負担金の減額は、組合議会において補正予算が議決され、負担金の額が確定したことによるものでございます。

その下、清掃事業のうち資源回収委託料の減額は入札残、資源処分委託料及び資源回収交付金の減額は、執行額が当初より少なくなる見込みによる減でございます。

2目 塵芥処理費の右側、塵芥処理事業の塵芥収集委託料の減額は、入札残によるものです。

その下、ごみ集積場整備工事費の減額は、区長要望工事等による申請が少なかったため、減額するものでございます。

その下、塵芥処理事務事業の印刷製本費の減額は、外国語版のパフレットなどを新たに作成しましたが、その執行残によるものです。

その下、有機循環事業推進委託料は、平成29年度で試験農園が廃止されたことによりまして、全額補正減するものでございます。

その下、土地等借上料の減額は、堆肥センター跡地の借地料の執行残によるものです。

1枚おめくりいただきまして、3目 し尿処理費、し尿汲み取り事業のし尿汲み取り委託料の減額は、入札残によるものでございます。

続きまして、歳入を御説明いたしますので、10ページ、11ページをお願いいたします。

13款2項3目 衛生費国庫補助金の環境衛生費補助金、右側説明欄の二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金は、今後の政策運営に役立てるべく、職員向けにSDGs、持続可能な開発目標の研修を実施いたしまして、環境省から補助金をいただいたものでございます。

飛びまして、20ページ、21ページをお願いいたします。

17款2項1目 水上太陽光発電事業特別会計繰入金は、当初の見込みより多く一般会計に繰り入れができるようになったため、増額したものです。

その下段の19款5項4目 雑入の一番下の犬猫火葬料実費徴収金は、歳出でも御説明させていただきましたが、知立の火葬場が平成30年度より他市町村の動物の受け入れを中止しことにより、全額補正減するものでございます。

1枚めくっていただきまして、一番上、再商品化合理化拠出金は、容器包装リサイクル協会の今年度のプラスチック製容器包装の処理費が想定よりかかったことで市町村への拠出金が発生しなくなり、減額するものでございます。

以上で環境課所管の補正予算の説明を終わります。

○建設文教委員長（鶴飼貞雄議員） 続きまして説明を求めます。

加藤農業政策課長。

○農業政策課長（加藤 忠君） 農業政策課所管分について御説明いたします。

歳出の説明をいたしますので、補正予算書46、47ページをお開きください。

中段、6款 農林水産業費、1項 農業費、1目 農業委員会費、14節 使用料及び賃借料40万円の減額は、47ページの説明欄にあります電算関係借上料、農家台帳システムの5年間長期契約が12月に終了したため、継続使用のため、再リース契約をしました。その契約残になります。

下段の3目 農業振興費、13節 委託料10万円の減額は、説明欄にあります市民菜園管理委託契約の契約残によるものです。

その下、14節 使用料及び賃借料37万9,000円の減額は、説明欄にあります電算関係借上料、水田情報システムの5年間の長期契約が11月に終了したため、継続使用のため、再リース契約をしました。その契約残になります。

その下、19節 負担金、補助及び交付金150万円の減額は、説明欄にあります米生産調整推進対策奨励費補助金の補助対象面積の減少によるものです。

ページをおめくりください。48、49ページをお願いいたします。

2段目、7目 地域農政推進対策事業費、13節 委託料16万2,000円の減額は、説明欄に

あります農業振興地域整備計画策定委託料の入札差額による契約残によるものです。

以上で農業政策課所管分の補正予算の説明を終わります。

○建設文教委員長（鶴飼貞雄議員） 相羽経済建設部長。

○経済建設部長（相羽喜次君） では、続きまして、土木課が所管する主なものについて歳出から説明をいたしますので、46ページ、47ページをお願いいたします。

下段中ほど、6款1項5目 土地改良事業の減額、土地改良事業103万8,000円の減額は、説明欄にあります農業多面的機能支払事業委託料、県土地改良事業負担金及び県営たん水防除事業負担金の額が確定したための執行残でございます。

続きまして、50ページ、51ページをお願いいたします。

中段、8款1項2目 道路台帳管理事業24万4,000円の減額は、説明欄にあります道路台長修正業務委託料の執行残によるものでございます。

下段、2項1目 道路管理事業は、説明欄にあります調査測量設計等委託料450万円の減額で、道路用地の寄附及び工事に伴う道路境界立ち会い等の件数が見込みより少なかったための減額でございます。

次のページ上段、2目 道路新設改良事業70万円の減額は、説明欄にあります支障移転補償費の額が確定したために減額をするものでございます。

次の段、3項1目 河川新設改良費524万2,000円の減額は、河川改修事業の説明欄、調査測量設計等委託料501万7,000円の減で委託料の執行残、また、河川新設改良業務事業の説明欄、雨水貯留施設設置補助金22万5,000円の減で、申請数が見込みより少なかったために、それぞれの合計をしたものの額でございます。

続きまして、歳入を説明いたしますので、12ページ、13ページをお願いいたします。

中段、13款 国庫支出金、4項 国庫交付金、下段3目の土木費国庫交付金の説明欄の社会資本整備総合交付金の5,897万円の減額のうち、土木課所管分として道路橋梁費交付金2,707万円の減額で、交付申請金額に対して満額の交付が得られなかったためでございます。

次のページの下表、14款 県支出金、2項 県補助金の中段、6目 土木費県補助金、2節 道路橋梁費補助金の説明欄、道路改良事業費補助金の250万円の減額につきましては、これも要望額に対して満額補助が得られなかったためでございます。

(205万だねの声あり)

○経済建設部長（相羽喜次君） 失礼しました。205万円の減額につきましては、要望額につきまして満額交付が受けられなかったためでございます。

以上で土木課所管分の説明を終わります。

○建設文教委員長（鶴飼貞雄議員） 続いて、花木下水道課長。

○下水道課長（花木喜久治君） それでは、下水道課所管分について御説明申し上げますので、48、49ページ、お開きください。

上段、6款 農林水産業費、1項6目 総合整備事業費、こちら200万円の減額でございます。こちらは農村集落家庭排水施設特別会計への繰出金で、当該特別会計の歳入歳出見込み額の変更に伴う減額でございます。

続きまして、54、55ページをお開きください。

8款 土木費、4項5目 都市下水路費、最下段でございます。こちら、1,751万8,000円の減額となっております。こちらにつきましては下水道事業特別会計への繰出金で、当該特別会計の歳入歳出見込み額の変更に伴う減額でございます。

以上で説明を終わります。

○建設文教委員長（鶴飼貞雄議員） 続いて、秋永産業支援課長。

○産業支援課長（秋永亘正君） それでは、産業支援課所管分について御説明いたします。

歳出より主なものを説明いたしますので、補正予算書48ページ、49ページをお開き願います。

下段、7款 商工費、1項 商工費、1目 商工総務費、商工総務事務事業、説明欄の一番上、消耗品費193万円の減額は、ふるさと納税の返礼品の購入費用について、当初の想定よりも寄附件数が少なかったため、減額するものでございます。

続いて、その下、地域活性化推進事務事業のうち、説明欄、中小企業再投資促進補助金24万円の減額は、工場立地に係る設備投資に対する補助金で、補助事業認定金額よりも補助対象経費が安価となり、交付決定額が減少したことによるものです。

50ページ、51ページをお開きください。

2目 商工振興費、商工振興補助事業、19節 負担金、補助及び交付金の240万円の減額は、補助金申請額が当初の想定よりも少なかったために減額するものです。

その下、4目 消費者行政推進費、消費者行政推進事業の8万円の減額は、消費生活センターの通信運搬費で、電話料金等は当初の見込みを下回ったため、減額するものでございます。

続きまして、歳入を御説明しますので、18ページ、19ページをお開きください。

16款 寄附金、1項 寄附金、1目 一般寄附金のうち、説明欄一番上、ふるさと豊明応援寄附金873万3,000円の減額は、当初の見込みよりも寄附金額が少なかったことによるものです。

以上で産業支援課所管分の補正予算の説明を終わります。

○建設文教委員長（鶴飼貞雄議員） 近藤都市計画課長。

○都市計画課長（近藤 潔君） 続きまして、都市計画課所管分の補正予算を歳出より主なものを御説明いたしますので、54、55ページをお開きください。

上段、8款4項1目 都市計画総務費、都市計画事務事業のうち、説明欄上から3段目、住宅・建築物安全ストック形成事業補助金1,892万8,000円の減額は、当初に想定していた件数より実際の補助金申し込みが少なかったため、減額をするものでございます。

その3段下、親との同居・近居購入費補助金339万5,000円の減額についても、当初に想定していた件数より実際の補助金申し込み件数が少なかったため、減額するものでございます。

続きまして、56、57ページをお開きください。

上段、6目 都市改造費、説明欄の有料駐車場事業特別会計繰出金140万8,000円の減額は、有料駐車場事業特別会計への繰出金で、当該特別会計の前年度繰越金が増額となったため、繰出金を減額するものでございます。

続きまして、歳入を御説明いたしますので、10、11ページをお開きください。

13款2項5目 土木費国庫補助金、都市計画費補助金、説明欄の住宅・建築物安全ストック形成事業補助金993万5,000円の減額は、歳出で御説明いたしました実績申請数にて精算したため、国庫補助金を減額するものでございます。

続きまして、12、13ページをお開きください。

中段、13款4項3目 土木費国庫交付金、道路橋梁費交付金、説明欄、社会資本整備総合交付金5,897万円の減額のうち都市計画課分は、桜ヶ丘沓掛線改良事業分の3,190万円の減額は、交付申請に対し満額交付が得られなかったため、国庫交付金を減額するものでございます。

続きまして、14、15ページをお開きください。

下段、14款2項6目 土木費県補助金、都市計画費補助金、説明欄の住宅・建築物安全ストック形成事業補助金484万3,000円の減額は、歳出で御説明いたしました実績申請数にて精算したため、県補助金を減額するものでございます。

以上で都市計画課所管の説明を終わります。

○建設文教委員長（鶴飼貞雄議員） 宇佐見市街地整備課長。

○市街地整備課長（宇佐見恭裕君） 続きまして、市街地整備課所管分について御説明をさせていただきます。

歳出の説明をいたしますので、54、55ページをお開き願います。

54ページ、2段目、8款 土木費、4項 都市計画費、2目 市街地開発費、1節 報

酬の26万円の減額は、55ページの説明欄にあります業務代行選定委員会の報酬及び市街地整備アドバイザー報酬で、選定委員会の終了やアドバイザーへの今後の依頼状況の見込みにより、減額するものでございます。

続いて、13節 委託料547万5,000円の減額は、立地適正化計画策定業務委託の入札残、都市計画決定図書作成委託は、業者への委託を図面等の作成にとどめ、協議資料等の作成を職員が実施したため、減額するものでございます。

次に、歳入の説明をいたしますので、補正予算書10ページ、11ページをお開き願います。

11ページ最下段、13款 国庫支出金、2項 国庫補助金、5目 土木費国庫補助金、2節 都市計画費補助金、説明欄2行目の集約都市形成支援事業費補助金154万1,000円の減額は、立地適正化計画策定業務委託が入札によって契約金額が予定より下回ったため、補助金額が減額されるものでございます。

以上で市街地整備課所管分の説明を終わります。

○建設文教委員長（鶴飼貞雄議員） 樋口学校教育課長。

○学校教育課長（樋口 進君） それでは、学校教育課所管分の補正予算について御説明申し上げます。

繰越明許費補正より御説明いたしますので、7ページをごらんください。

上段、2表、繰越明許費補正をごらんください。

10款2項 小学校費の新設校開設事業635万6,000円は、二村台小学校開設に向けた基本設計並びに駐車場拡張設計業務の経費で、工期を延長する必要が生じたので、繰越明許をお願いするものでございます。

続きまして、同ページの第3表、地方債補正について御説明いたします。

まず、廃止の補正でございます。学校教育課所管分の事業といたしましては、給食センター改修事業として、食器洗浄機の配備工事に係る経費3,890万円を廃止するものでございます。

続きまして、変更の補正でございます。学校施設改修事業は、変更前からエレベーター更新工事分とキュービクル更新工事の入札に伴う必要上限額の確定によりまして減額した合計額を減額したものでございまして、変更後を4億2,970万円とするものでございます。

続きまして、歳入歳出の説明をさせていただきます。増減の大きな補正計上のみの説明とさせていただきます。歳入財源につきましても大枠での説明とさせていただきます。

それでは、歳出より御説明をいたしますので、58ページ、59ページをごらんください。

下段、10款1項3目の教育振興費、教育振興事務事業の特別支援教育支援業務は、特別支援教育支援員報酬の執行見込み残額150万円を減額するものでございます。

60ページ、61ページをごらんください。

2項1目の学校管理費、小学校施設維持管理事業の校舎等改修工事設計委託料は、小学校3、4年生のトイレ設計委託等に伴う契約残額350万5,000円を減額するものでございます。

その下、各小学校営繕工事費6,650万6,000円の減額は、先ほど第3表、市債の変更補正でも出ました小学校キュービクル更新工事の入札に伴う予算残額等について減額するものでございます。

その下、小学校管理事務事業の機械器具等保守点検委託料は、入札残100万9,000円を減額するものでございます。

その下、新設校開設事業の校舎等改修工事設計委託料は、入札残額に契約変更分を見込んだ残額250万円を減額するものでございます。

最下段、2目 教育振興費、小学校教育振興事業、図書及び器具購入費は30万1,000円でございます。これにつきましては、市内企業からの御寄附の趣旨に鑑みまして、豊明小学校への図書購入費に充てるものでございます。

続きまして、66ページ、67ページをごらんください。

下段、5項3目 学校給食費、給食センター活動事業、給食調理洗浄業務は、洗浄業務報酬の執行見込み残額100万円を減額するものでございます。

その下、賄材料費は、台風等による給食中止分810万円を減額するものでございます。

続きまして、歳入の説明をいたしますので、18ページ、19ページにお戻りください。

済みません、先ほど賄材料費のところ810万円というふうにお答えしましたけれども、889万3,000円の誤りでした。訂正いたします。

では、歳入のほうの説明に戻ります。

16款1目1節 一般寄附金の教育費寄附金30万円は、先ほど歳出にて御説明いたしました企業より豊明市に御寄附いただいたものでございます。まことにありがとうございます。

続きまして、20ページ、21ページをごらんください。

下段、19款5項4目5節の学校給食費徴収金でございます。給食費実費徴収金の810万円の減額は、歳出で御説明いたしました台風等による給食中止による保護者により徴収する給食費の減額に伴うものでございます。

次ページ、22、23ページをごらんください。

下段、20款1項5目1節 学校施設改修事業債でございます。学校施設改修事業は、執行確定に伴いまして5,410万円の減額となっております。

その下、3節 調理場整備事業債でございます。給食センター改修事業は、給食センター栄調理場の食器洗浄機を地方債から一般財源へ財源振替にすることによる減額でございます。

以上で学校教育課所管分の説明を終わります。

○建設文教委員長（鶴飼貞雄議員） 高木生涯学習課長。

○生涯学習課長（高木安司君） それでは、生涯学習課所管の歳出より説明いたします。

62ページ、63ページをごらんください。

最下段、10款4項2目 公民館費の減額は、説明欄にありますとおり、公民館講座講師謝礼の実績に合わせて減額するものです。

1ページはねていただきたいと思えます。

4目 文化財保護費の減額についても、文化財保護委員会委員等報酬を実績に合わせて減額するものでございます。

その下段、7目 文化会館費の減額は、特定建築物定期調査業務委託料の入札残によるものです。

その下段、8目 青少年対策費は、放課後子ども教室の実際の開催日に合わせまして、子ども教室運営等業務及び運営委託料をそれぞれ減額するものです。

成人式会場設営等委託料についても、入札残によるものでございます。

さらに、その下段、9目 陶芸の館費の増額は、開館日に合わせてシルバー人材センターに受付業務を委託しているもので、予定より利用日数がふえたため、委託料を増額するものです。また、機器借上料については、入札残により減額します。

次ページ、66、67ページをごらんください。

5項1目 保健体育総務費は、スポーツ推進委員報酬を実績に合わせて減額します。

その下、2目 体育施設費は、まず、学校体育施設開放管理委託料でございますが、実績に合わせて減額いたします。

福祉体育館等営繕工事費、豊明中学校グラウンド夜間照明設備改修工事につきましても、入札残により減額するものでございます。

続きまして、12ページ、13ページをお願いいたします。

最上段、13款2項6目 教育費国庫補助金、文化財保護費補助金は、国の交付決定額に合わせて減額するものでございます。

14ページ、15ページをごらんください。

14款2項8目 教育費県補助金も、交付決定額に合わせて増額するものでございます。

18ページ、19ページをごらんください。

17款1項2目 教育施設建設及び整備基金繰入金は、基金の取り崩しを見合わせたため、減額するものでございます。

22ページ、23ページをごらんください。

19款5項4目 雑入、説明欄のうち上から2段目、スポーツ振興くじ助成金は、交付決定額に合わせて減額するものでございます。

20款1項5目2節 保健体育施設改修事業債は、勅使テニスコートの改修工事に事業債を充てることをやめましたので、全額減額補正するものでございます。

戻っていただきまして、7ページ、第3表、地方債補正の中、廃止の3段目、体育施設整備事業です。これは今御説明いたしましたとおり、事業債の起債を取りやめましたので、廃止するものでございます。

以上で生涯学習課所管部分の説明を終わります。

○建設文教委員長（鵜飼貞雄議員） 続いてお願いします。

濱島図書館長。

○図書館長（濱島早代江君） それでは、図書館所管の補正予算につきまして、歳出を御説明いたします。

補正予算書の64ページ、65ページをお開きください。

上段の10款4項3目 図書館費、3 図書館維持管理事業において169万9,000円を減額するものです。

重立ったものとして、説明欄一番下の図書館営繕工事費の96万の減は、館内監視カメラ取りかえ工事と照明灯改修工事の入札残でございます。

次に、4 視聴覚ライブラリー事業の32万4,000円を減額するものです。これは、平成30年度豊明市立視聴覚ライブラリー第1回運営委員会において事業の継続を検討した結果、今年度の視聴覚ライブラリー用備品購入を見合わせる事となりました。

以上で図書館所管の補正予算の説明を終わります。

○建設文教委員長（鵜飼貞雄議員） 理事者の説明は終わりました。

ここで会議の途中ですが、10分間の休憩といたします。

午前11時15分休憩

午前11時25分再開

○建設文教委員長（鵜飼貞雄議員） 休憩を解き、休憩前に引き続き会議を進めます。

これより質疑に入ります。

質疑については、ページ数を示してからお願いします。

質疑のある方は挙手を願います。

郷右近委員。

○郷右近 修委員 ページ数は50ページ、51ページです。7款1項 商工費の中で商工業振興補助事業の中で、まず、小規模事業者再投資補助金、これが当初予算だと200万円だったものが140万円減少しています。これはどうしてなのかというのと、対象になるような対象者の人のこの事業に対するニーズの様子というか、そういうのもわかったらお願いいたします。

同時に、この同じ枠の中の空き店舗活用事業に関しても、当初予算が100万円でしたが、100万円減少ということで、どうしてだったのかというのと、あと、対象になるような方の様子についてお答えいただきたいと思います。

○建設文教委員長（鵜飼貞雄議員） 答弁願います。

秋永課長。

○産業支援課長（秋永亘正君） まず、小規模事業者再投資補助金、これは水回り補助金のことです。今年度については1件の補助申請がございましたので、今後、見込まれる件数を考慮して140万円の減額としております。今回の1件の事業者さんについては、いわゆる理容者、床屋さんといいますか、そういった事業者さんの方でございます。そのニーズについては、現時点ではどうしても必要だという声はたくさんは届いていないんですが、ただ、3年の、これは3年限定の補助金でございますので、来年度以降、続けたいというふうに考えております。

2つ目、空き店舗活用補助事業について、これなんですけれども、これについては、今までで1件しか活用事例はございません。三崎にある店舗でございますけれども、あれはかなり地域の方の集う場所として非常にいい内容の事業となっておりますので、ただ、今年度についてはそういった相談もございませんので、全額減額としたものでございます。

以上です。

○建設文教委員長（鵜飼貞雄議員） ほかにございませんか。

郷右近委員。

○郷右近 修委員 ちょっとお待ちください。

済みません、一回取り消します。済みません。

○建設文教委員長（鵜飼貞雄議員） ほかにございませんか。

後藤委員。

○後藤 学委員 45ページ、お願いします。

一番右側、説明欄の真ん中より少し上のところで東部知多衛生組合の負担金が4,495

万3,000円、大変大きい金額の減額となっています。先ほどの説明では確定によるとしかありませんでしたので、この減になった要因をもう少し詳しく御説明をお願いします。

○建設文教委員長（鵜飼貞雄議員） 答弁願います。

堅田課長。

○環境課長（堅田直寛君） こちらの東部知多衛生組合の負担金の減につきましては、主なものとしましては、新ごみ処理施設ですね。こちらの建設費が減ったということで負担金の主な減と、理由となっております。

以上です。

○建設文教委員長（鵜飼貞雄議員） ほかにございませんか。

郷右近委員。

○郷右近 修委員 ページ数は54ページ、55ページです。8款 土木費、4項 都市計画費の住宅・建物安全ストック形成事業補助金が当初予算では2,390万円でしたが、1,890万円の減となっています。これはどうしてでしょうか。

○建設文教委員長（鵜飼貞雄議員） 答弁願います。

近藤課長。

○都市計画課長（近藤 潔君） この事業は、国が進める耐震改修の事業でございます。当初の予定としまして、木造の耐震診断が45件のところが実際には30件、それから、木造の耐震工事の改修工事のほうは15件の予定をしていたのが4件ということで、この分の減額となります。

以上で終わります。

○建設文教委員長（鵜飼貞雄議員） ほかにございませんか。

蟹井委員。

○蟹井智行委員 12ページ、13ページの中段の4項 国庫交付金のところになると思いますけれども、先日の本会議質疑でも陳情の成果があったのかというような質問もあったと思いますので、そこでお聞きしたいと思いますが、桜ヶ丘沓掛線改良工事について、私も陳情に行かせていただきましたし、市長や部長も国に陳情に行かれたと聞いていますが、昨年と比較して交付率はどうだったのでしょうか。また、陳情の成果があったとお考えなのでしょうか、お聞かせください。

○建設文教委員長（鵜飼貞雄議員） 答弁願います。

近藤課長。

○都市計画課長（近藤 潔君） それでは、交付率でございますが、平成29年度につきましては29.4%でございました。平成30年度は70.7と大きく向上いたしました。金額でいい

ますと、もし満額をされた場合ですと1億890万ということがいただける予定だったんですが、70.7ということでございますので、7,700万円が交付金としていただけております。

また、平成29年度には、市長を初めとして坂田県議、また市会議員の皆様も国土交通省へ出向いていただきまして、複数回、陳情を行っていただいております。十分この成果が出たと私としては思っております。

終わります。

○建設文教委員長（鵜飼貞雄議員） ほかにございませんか。

郷右近委員。

○郷右近 修委員 先ほどと同じページです。54ページ、55ページの先ほどのすぐ下の欄のところですか。同居リフォーム促進事業が当初予算は150万円のもの120万円の減となっています。親との同居・近居購入費は2割の減という変化のようなので、このそれぞれに対する住民の皆さんのニーズの偏りというか、どういう様子なのかというのはわかるでしょうか。

○建設文教委員長（鵜飼貞雄議員） 答弁願います。

近藤課長。

○都市計画課長（近藤 潔君） 3世代同居につきましては、やはり新たに3世代同居で住むということで、なかなか条件が実際厳しくて、実績を見ますと、29年度が4件ございまして、30年度はその4件ということで5件を見込ませてもらったんですけど、実際のところは1件ということですので、なかなかちょっと進めていく段階で、問い合わせ等もあるんですけど、実際にやっていただけないというのが現状かと思っております。

以上です。

○建設文教委員長（鵜飼貞雄議員） ほかにございませんか。

近藤善人副委員長。

○近藤善人委員 59ページのブロック塀撤去事業費300万円減なんですけど、これは申し込み件数、今までの申し込み件数と改修件数、それと、調査した結果、何件かあったと思うんですけども……。

（発言する者あり）

○近藤善人委員 ごめんなさい。済みません。

65ページ、文化財保護委員会委員等報酬10万円減なんですけど、これ、実績に合わせてということなんですけども、たしかこれ、定例会が年3回ぐらいで、保護委員の方が10名ぐらいと聞いたんですけども、この詳細をお願いいたします。

○建設文教委員長（鵜飼貞雄議員） 答弁願います。

高木課長。

○生涯学習課長（高木安司君） 定例会自体は3回なんですけど、ほかにも例えばイシモチソウやなんかの公開日やなんかにも、この人たちに出させていただいて説明をしていただいたりとかいうことがございますので、総額としては年間46万4,000円を組んでおります。そして、今おっしゃったとおり、10名の中で高齢の方もおりますし、体調の悪い方も中には出てきますので、ちょっと出席やなんかにはばらつきがありまして、今回のこの残額ということになりました。

以上です。

○建設文教委員長（鵜飼貞雄議員） ほかにございませんか。

○近藤善人委員 関連で。

○建設文教委員長（鵜飼貞雄議員） はい、副委員長。

○近藤善人委員 出席率とかわかればお願いします。

○建設文教委員長（鵜飼貞雄議員） 答弁願います。

高木課長。

○生涯学習課長（高木安司君） ちょっと今持ち合わせていませんので、ちょっと時間、もし必要なら要りますが、必要でしょうか。

○近藤善人委員 じゃ、また下に聞きに行きます。いいです、じゃ。

○建設文教委員長（鵜飼貞雄議員） 取り下げで大丈夫です。

ほかにございませんか。

後藤委員。

○後藤 学委員 49ページ、お願いします。説明欄一番上の農村集落家庭排水施設特別会計繰出金200万の減ですけれども、これは、そのままずっと上のほうで48ページのところを見ていただくとわかりますように、繰出金がゼロになります。一般的に下水は不明水とか、あるいは雨水の処理用に基準内繰り入れというのが行われておりまして、公共下水のほうでも行われておりますが、農村下水でゼロになってしまうというのは、そういう基準内繰り入れをしないということになってしまいますけれども、これはどういうことでしょうか。

○建設文教委員長（鵜飼貞雄議員） 答弁願います。

花木課長。

○下水道課長（花木喜久治君） 確かに委員おっしゃるとおり、不明水の処理というところで基準内の繰り入れはできるわけがございます。29年度決算によれば、約1,500万ほど繰り入れはできるということにはなっておりますが、御承知のとおり、農村集落排水については流域下水道のほうへ統合するというところで、平成33年度から統合するというところに

当たりまして、極力歳出を抑えるような形で今予算組みをさせていただいております。統合されれば、社会資本整備のほうの交付金のほうの該当事業、いろいろ当たってきます。そういうことで今は歳出を極力抑えておるといような状況があります。ということで、現状で今やっておる予算は使用料で賄っておるといところで繰り入れを行っていないということでございます。

終わります。

○建設文教委員長（鵜飼貞雄議員） ほかにございませんか。

（進行の声あり）

○建設文教委員長（鵜飼貞雄議員） 以上で質疑を終……。

郷右近委員。

○郷右近 修委員 64ページ、65ページの10款 教育費、4項 社会教育費の視聴覚ライブラリー事業、先ほどの議案の中身でもお話ししたんですが、これ、備品購入費ではあるんですが、自力で何か道具を買って、現状あるデータをデジタル化、移しかえみたいなことというのはなさらなかったんでしょうか。

○建設文教委員長（鵜飼貞雄議員） 答弁願います。

濱島図書館長。

○図書館長（濱島早代江君） 自力では購入のほうは考えておりませんでした。委員会の中で今回は見送りますということで減をいたします。

以上です。

○建設文教委員長（鵜飼貞雄議員） ほかにございませんか。

後藤委員。

○後藤 学委員 それでは、59ページ、お願いします。説明欄一番下の特別支援教育支援業務150万減となっております。これは、特別支援教育の支援員がそれだけ、支援員の活動日が少なかったということになるのかなと思いますけれども、この理由についてお聞かせください。

○建設文教委員長（鵜飼貞雄議員） 答弁願います。

樋口課長。

○学校教育課長（樋口 進君） 実際には年間202日間の勤務を予定しておりましたけれども、支援員さんのほうが1人当たり大体4日から5日ぐらい休暇をとっておりますので、その部分の減額になっております。

以上です。

○建設文教委員長（鵜飼貞雄議員） ほかにございませんか。

後藤委員。

○後藤 学委員 次、めくっていただいて、61ページ、お願いします。小学校の施設維持管理事業、説明欄ちょうど真ん中あたりですけれども、各小学校営繕工事費で6,650万6,000円減という大変、これ、キュービクル関係ということでしたけれども、大変大きな減額になっておりますけれども、この補正のときにきちんとした積算見積もりが行われておれば、こんなには余らないのではないかなと思います。これはどのように見積もりをされて、こういうふうな残が出てきたのでしょうか。

○建設文教委員長（鵜飼貞雄議員） 答弁願います。

樋口課長。

○学校教育課長（樋口 進君） 設計を行った設計審査のほうでの設計額でございますので、その誤差が出たという分が1つでございます。

以上です。

（発言する者あり）

○学校教育課長（樋口 進君） ごめんなさい。設計委託でございます。

○建設文教委員長（鵜飼貞雄議員） ほかにございませんか。

（進行の声あり）

○建設文教委員長（鵜飼貞雄議員） 以上で質疑を終結し、討論に入ります。

討論のある方は挙手を願います。

（進行の声あり）

○建設文教委員長（鵜飼貞雄議員） 以上で討論を終結し、採決に入ります。

議案第30号のうち本委員会所管部分については原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○建設文教委員長（鵜飼貞雄議員） 御異議なしと認めます。よって、議案第30号のうち本委員会所管部分については、全会一致により原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、議案第32号 平成30年度豊明市下水道事業特別会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。

本案につきましては、既に本会議で花木下水道課長より提案説明を受けておりますので、直ちに質疑に入りたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

（異議なしの声あり）

○建設文教委員長（鵜飼貞雄議員） 御異議なしと認めます。よって、直ちに質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

後藤委員。

○後藤 学委員 7ページ、お願いします。一番上の一般会計の繰入金が1,751万8,000円減というふうになっております。これ、下水道会計の一般会計からの繰入金というのは起債の償還分だったように記憶しておりますが、起債の償還分ということであれば正確に見積もれると思います。この1,751万8,000円も減が出たという理由についてお聞かせください。

○建設文教委員長（鵜飼貞雄議員） 答弁願います。

花木課長。

○下水道課長（花木喜久治君） この繰入金の1,750万余の減額でございます。委員おっしゃるとおり、確かにこの中には償還分がかなりのウェートを占めております。元金償還のほうでは695万7,000円の減額を見込んでおります。利子については減額は行っておりません。その他、一般管理事務事業等で470万ほどの減額が算入されております。

終わります。

○建設文教委員長（鵜飼貞雄議員） ほかにございませんか。

後藤委員。

○後藤 学委員 そうしますと、元金のほうで695万7,000円、約700万減が出ておるとするのは、これは、起債の償還表から数字を拾って当初予算に繰入額を計上しておるのではないのでしょうか。

○建設文教委員長（鵜飼貞雄議員） 答弁願います。

花木課長。

○下水道課長（花木喜久治君） これについては後ほど答弁させていただきたいと思えます。

○建設文教委員長（鵜飼貞雄議員） ほかにございませんか。

後藤委員。

○後藤 学委員 これは御説明をお願いしたいということですが、9ページの一般管理事務事業の一番下、消費税及び地方消費税で439万8,000円減になっております。これはなかなか理解しにくいので、もうちょっと詳しい説明をお願いします。

○建設文教委員長（鵜飼貞雄議員） 答弁願います。

花木課長。

○下水道課長（花木喜久治君） 消費税につきましては、前年度分についての支払いということになってくるわけでございます。その歳入歳出、課税仕入れ額、課税売上高、これ

との差額になってくるわけですが、当初予算編成時ではまだ確定していない部分がございますので、最終的に変更が出てくるということがございます。

終わります。

○建設文教委員長（鵜飼貞雄議員） ほかにございませんか。

まだ答弁できていないところがございます。どれぐらい時間かかりそうでしょうか。

花木課長。

○下水道課長（花木喜久治君） いましばらくちょっと時間をいただきたいと思います。

○建設文教委員長（鵜飼貞雄議員） はい。

ほかにございませんか。

後藤委員。

○後藤 学委員 今回の質問の件ですけれども、償還表からきちっと拾っておればこういう誤差は出てこないと思うので、これから気をつけていただくということで、質問を取り下げさせていただきます。

○建設文教委員長（鵜飼貞雄議員） よろしいですか。

○後藤 学委員 はい。

○建設文教委員長（鵜飼貞雄議員） じゃ、そういった旨、御了承ください。お願いします。

ほかにございませんか。

（進行の声あり）

○建設文教委員長（鵜飼貞雄議員） では、質疑を終結し、討論に入ります。

討論のある方、挙手願います。

（進行の声あり）

○建設文教委員長（鵜飼貞雄議員） 以上で討論を終結し、採決に入ります。

議案第32号は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○建設文教委員長（鵜飼貞雄議員） 御異議なしと認めます。よって、議案第32号は、全会一致により原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、議案第33号 平成30年度豊明市農村集落家庭排水施設特別会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。

本案につきましても、既に本会議で花木下水道課長より提案説明を受けていますので、直ちに質疑に入りたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○建設文教委員長（鶴飼貞雄議員） 御異議なしと認めます。よって、直ちに質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

後藤委員。

○後藤 学委員 先ほどの質問の関連ですけれども、6ページの真ん中の一般会計の繰入金、200万を減にすることになって、ゼロになるのはおかしいのではないかというような先ほど御質問をいたしましたけれども、使用料で足りているということでしたけれども、公共下水のほうでは使用料で足りなくて繰り入れをしておるのに、農村下水は使用料で十分足りて繰り入れをしなくてもいいという、会計運営上、不公平といえますか、アンバランスといえますか、そういうものがあるのではないかなと思いますが、いかがでしょうか。

○建設文教委員長（鶴飼貞雄議員） 答弁願います。

花木課長。

○下水道課長（花木喜久治君） 確かに不公平感はあるようには感じるやもしれませんが、基本、要は使用料だけでは賄えないような部分について基準内ということで繰り入れが認められております。基本はやっぱり使用料で賄いなさいというところが大原則となると思います。ということで、農排については、先ほどお話ししたように、歳出を抑えるような形で運営をしておるということで、繰り入れをせずに済んだということでございます。流域につきましては、どうしても歳出、抑えられない部分がございますので、基準内の繰り入れと、外もございしますが、繰り入れをお願いしておるということでございます。

終わります。

○建設文教委員長（鶴飼貞雄議員） ほかにございせんか。

（進行の声あり）

○建設文教委員長（鶴飼貞雄議員） 以上で質疑を終結し、討論に入ります。

討論のある方は挙手を願います。

（進行の声あり）

○建設文教委員長（鶴飼貞雄議員） 以上で討論を終結し、採決に入ります。

議案第33号は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○建設文教委員長（鶴飼貞雄議員） 御異議なしと認めます。よって、議案第33号は、全会一致により原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、議案第34号 平成30年度豊明市有料駐車場事業特別会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

本案につきましても、既に本会議で近藤都市計画課長より提案説明を受けていますので、直ちに質疑に入りたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○建設文教委員長(鵜飼貞雄議員) 御異議なしと認めます。よって、直ちに質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

(進行の声あり)

○建設文教委員長(鵜飼貞雄議員) 以上で質疑を終結し、討論に入ります。

討論のある方は挙手を願います。

(進行の声あり)

○建設文教委員長(鵜飼貞雄議員) 以上で討論を終結し、採決に入ります。

議案第34号は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○建設文教委員長(鵜飼貞雄議員) 御異議なしと認めます。よって、議案第34号は、全会一致により原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、議案第37号 平成30年度豊明市水上太陽光発電事業特別会計補正予算(第2号)についてを議題といたします。

本案につきましても、既に本会議で堅田環境課長より提案説明を受けておりますので、直ちに質疑に入りたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○建設文教委員長(鵜飼貞雄議員) 御異議なしと認めます。よって、直ちに質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

近藤善人副委員長。

○近藤善人委員 5ページの雑入50万2,000円なんですけども、これ、台風による被害と聞いたんですけども、どのような被害があって、実際に修理した金額はお幾らでしたでしょうか、お願いします。

○建設文教委員長(鵜飼貞雄議員) 答弁願います。

堅田環境課長。

○環境課長(堅田直寛君) 9月の台風で水上太陽光のフロート、こちらが4カ所外れました。そのため、波に弱いというところがわかりましたので、チャンネルという金属を入れて、40本分入れまして補強させていただきました。工事費につきましては59万4,000円、

保険で51万2,200円を賄っております。

以上です。

○建設文教委員長（鶴飼貞雄議員） ほかにございませんか。

（進行の声あり）

○建設文教委員長（鶴飼貞雄議員） 以上で質疑を終結し、討論に入ります。

討論のある方は挙手を願います。

（進行の声あり）

○建設文教委員長（鶴飼貞雄議員） 以上で討論を終結し、採決に入ります。

議案第37号は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○建設文教委員長（鶴飼貞雄議員） 御異議なしと認めます。よって、議案第37号は、全会一致により原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、議案第39号 平成30年度豊明市一般会計補正予算（第9号）についてを議題といたします。

本案件につきまして、理事者より簡潔に説明を求めます。

秋永産業支援課長。

○産業支援課長（秋永亘正君） それでは、議案第39号 平成30年度豊明市一般会計補正予算書（第9号）の歳入歳出補正予算を御説明いたします。

歳出から主なものを御説明しますので、補正予算書の7ページ、8ページをごらんください。

7款1項2目 商工振興費、商工業振興補助事業5,339万9,000円は、新年度10月に予定の消費税率10%への引き上げに伴い、地域における消費の喚起、下支えを目的として、プレミアムつき商品券の販売を行う事務費を計上するものです。

説明欄について御説明いたします。

説明欄、電算関係委託料584万4,000円は、プレミアムつき商品券の購入対象者は、2019年度住民税非課税者と3歳未満の子どもが属する世帯の世帯主に限定されるため、購入対象者の抽出に伴うシステム改修費でございます。

その下、プレミアム付商品券運營業務委託料4,325万6,000円は、問い合わせ及び販売窓口などの業務を外部委託するための費用でございます。

なお、このたびの補正予算によります業務は販売に係る準備費用が主な内容であり、商品券販売開始後に発生する商品券換金に係る経費や商品券換金相当額については、新年度に入りましての補正予算で計上を予定しているものです。

続いて、歳入について御説明しますので、5ページ、6ページをお開きください。

13款 国庫支出金、2項 国庫補助金、8目 商工費国庫補助金は、歳出と同額の5,339万9,000円を計上しました。これは、プレミアムつき商品券事業は国の全額補助対象事業であるためでございます。

続いて、繰越明許費について御説明しますので、4ページの第2表、繰越明許費補正をごらんください。

繰越明許費については、今回追加する事業の歳出予算額5,339万9,000円全額となります。これは、プレミアムつき商品券の販売を行うに当たり、速やかに事業に着手することで円滑な対応を行うことができるため、このたび繰越明許費をお願いするものでございます。

以上で説明を終わります。

○建設文教委員長（鶴飼貞雄議員） 理事者の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑については、ページ数を示してからお願いします。

質疑のある方は挙手を願います。

郷右近委員。

○郷右近 修委員 補正予算書そのものじゃなくて、こちらに事前にいただいた資料のほうでお話をしていきたいんですが、こちらの資料には、商品券に上乘せされる金額、その販売金額との差というのもお示しいただいてます。販売金額は2万円で、実際の使える金額は2万5,000円ということなので、5,000円分の差額というか、上乘せ分があるということだと思ってしまうんですけど、対象の方が1万3,000人ということで、掛け算すると、総額としては3億2,500万円になるんですが、実際には5,000円分の上乗せという意味合いでいうと、ここにかかる事業の費用で比べると、どれぐらい効果があるのかなど、大変さも含めると、その効果というのをどれぐらい見込んでいらっしゃるのでしょうか。

○建設文教委員長（鶴飼貞雄議員） 答弁願います。

秋永課長。

○産業支援課長（秋永亘正君） これはそもそも国の事業でございます。全自治体が参加すべき事業でございます。ですので、効果については、それに対するニーズ、これは希望者が買うものでございますので、実際にどれぐらいのニーズがあるかによって変わってきますので、現時点ではお答えできません。

以上です。

○建設文教委員長（鶴飼貞雄議員） ほかにございませんか。

後藤委員。

○後藤 学委員 総額3億2,500万円、利用者のメリットも合わせて総額6,500万円程度という事業で、5,000万円を超える膨大な事務費がかかって、非常に莫大なコストのかかる、効果を疑わせるような事業かなという感じがいたしますけれども、ここに上げられている事務費のほかに、市の職員がこの事務に従事することでかかる人件費とか、そういった経費もあると思いますが、その市が負担しなければならない経費はどのくらいというふうに見込んでおられるでしょうか。

○建設文教委員長（鵜飼貞雄議員） 答弁願います。

秋永課長。

○産業支援課長（秋永亘正君） 人件費についても補助対象事業になってございます。ただ、国庫補助金として申請するには、例えば1人そのため、専属のための正職員が充てられれば、その方の人件費が充てられますし、それが充てられなければ、残業代等が補助対象経費になってございます。その職員が今後どれぐらいの事務事業、作業になるかというのはわかりませんが、外部委託をすることによって、そういった負担を極力軽減したいというふうを考えております。

以上です。

○建設文教委員長（鵜飼貞雄議員） ほかにございませんか。

後藤委員。

○後藤 学委員 ということは、残業代としてどのくらい、残業代、あるいは職員が負担した分をどのくらい請求できるかという金額については、今の段階ではまだ見込んでいないという、そういうことでよろしいでしょうか。

○建設文教委員長（鵜飼貞雄議員） 答弁願います。

秋永課長。

○産業支援課長（秋永亘正君） そのとおりでございます。

○建設文教委員長（鵜飼貞雄議員） ほかにございませんか。

後藤委員。

○後藤 学委員 それから、今後の換金の委託だとか、あるいは保険だとか、そういった経費がこれとはまた別にかかるというような御説明があったかと思っておりますけれども、それについてはどのくらいを見込んでおられるでしょうか。

○建設文教委員長（鵜飼貞雄議員） 答弁願います。

秋永課長。

○産業支援課長（秋永亘正君） まだ事業自体の詳細な部分というのが、まだそもそも国から明確に決定しているものではございませんので、今後どのような運営になるかという

こともまだ不透明な部分が多分にあります。その中で経費の部分をどれぐらい見込むかというのは、なかなか現時点では難しいというふうに考えております。

以上です。

○建設文教委員長（鵜飼貞雄議員） ほかにございませんか。

後藤委員。

○後藤 学委員 多額の事務費を使うわけですがけれども、この事務費が地元には落ちるような工夫というか、そういうことは何か考えておられるでしょうか。特にこの中で大きいのは、プレミアム商品券運營業務委託料が4,300万円ほど上がっておるわけですがけれども、そういった額を、そういった業者が市内にいないければ、これ、市外の業者に委託ということになってしまいますけれども、こういう金が市内に落ちるような可能性というのはあるのでしょうか。

○建設文教委員長（鵜飼貞雄議員） 答弁願います。

秋永課長。

○産業支援課長（秋永亘正君） 市内にこれだけの業務を請け負える企業があるかどうかというのはかなり不透明な部分でございますので、市内事業者さんにこういった部分のメリットというか、利益というか、それが受けられるかどうかというのはお答えすることができません。

以上です。

○建設文教委員長（鵜飼貞雄議員） ほかにございませんか。

（進行の声あり）

○建設文教委員長（鵜飼貞雄議員） 以上で質疑を終結し、討論に入ります。

討論のある方は挙手を願います。

郷右近委員。

○郷右近 修委員 議案30号、一般会計……。

○建設文教委員長（鵜飼貞雄議員） 39号。

○郷右近 修委員 議案39号、済みません、平成30年豊明市一般会計補正予算書の9号に反対の討論をします。

実際の効果額としては、やはり上乗せされている5,000円掛ける1万3,000人で6,500万円程度の効果なのかなというふうに思います。その対象者の人が低所得であったり子育てという意味では、一定、的を射ているのかもしれませんが、それにかかる事業費が5,300万円ということに加え、それを担う市は非常に大変な思いをします。利用する市民の皆さんにも手間がかかります。制度に応じる小売業者の皆さんにも負担がかかるということ

考えると、むしろマイナスぐらいの効果なのではないかなというふうに思うので、反対です。

○建設文教委員長（鶴飼貞雄議員） ほかにございませんか。

後藤委員。

○後藤 学委員 膨大な事務費、附属の経費がかかって、利用者にメリットが少ない。ばかばかしいという言葉をごとういところで使ってはいけないかもしれませんが、余り納得のいかない事業ではありますけれども、国が決めたことで、国のほうから財源も来るといふことですので、あえて反対まではしないという意味で賛成討論といたします。

○建設文教委員長（鶴飼貞雄議員） ほかにございませんか。

（進行の声あり）

○建設文教委員長（鶴飼貞雄議員） 以上で討論を終結し、採決に入ります。

議案第39号は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○建設文教委員長（鶴飼貞雄議員） 賛成多数であります。よって、議案第39号は、賛成多数により原案のとおり可決すべきものと決しました。

委員にお諮りします。間もなく12時を迎えようとしておりますが、このまま請願の審査に入りたいと思いますが、御異議ございませんか。

（異議なしの声あり）

○建設文教委員長（鶴飼貞雄議員） では、これより請願の審査に入りますので、請願と関係のない職員については自席待機としたいが、御異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○建設文教委員長（鶴飼貞雄議員） 御異議がありませんので、請願と関係のない職員については自席待機とします。

では、初めに、請願第1号 農協改革に関する意見書の提出を求める請願を議題といたします。

請願者の石黒秀一様より請願の趣旨説明の申し出がありますので、5分以内で説明をお願いします。

お願いします。石黒様。

○請願者 あいち尾東農業協同組合、代表理事、石黒でございます。きょうはこういった機会をいただきまして、大変ありがとうございます。

豊明市は、都市化の進展による農地の減少や高齢化等に伴う農業者の減少が進行している地域です。こうした中、当組合は、農業者に対する営農指導や共同利用施設の設置、中

間管理事業等による担い手への農地の集積、鳥獣害対策等支援など、持続可能な農業の振興に努めてまいりました。

農業は、市民に対して単に食料として生産物を供給するだけでなく、洪水や良好な景観形成など、多目的な機能を持っており、公益的な価値を持っております。

このほか、当JAでは、産直施設の設置や親子で学ぶ農業塾、管内小中学校への出前農業塾の開校など、地域の食と農をつなぐ取り組みを行ってまいりました。

また、金融共済サービスや資産管理などの生活事業で市民の暮らしを支え、市民の生活基盤としても重要な役割を果たしてきました。

このような中、国は2019年5月末までに農協改革集中推進期間を設定し、信用事業の農林中金等への譲渡等の改革を促進しております。

また、2021年3月末までに農協制度や准組合員の利用規制の導入について検討を行い、結論を得るものとしています。しかし、信用事業の分離誘導や准組合員の利用規制の導入などの内容によってはJAの機能発揮が十分に行われなくなり、先ほども申しあげました地域農業の振興や地域振興に支障を来すことになりかねません。

こうした動きに対し、当組合は、協同組合の精神に立ち、地域農業と暮らしを守るために、組合員、地域の皆様の願いを実現していくことが使命として、組合員約3万2,000人とともに、今、自己改革を取り組んでおります。こうした取り組みを通じて、今後とも地域の農業の発展や組合員、地域の利用者の豊かな暮らしづくりを努めてまいり所存でございます。

そこで、これまで述べた本市における当JAの役割、使命を十分に御理解いただき、信用事業の譲渡や准組合員利用規制の導入は、JAの主権者たる組合員の判断に基づき、慎重に対応することを国に対して意見として提出をいただきたく、よろしく願いいたします。

○建設文教委員長（鶴飼貞雄議員） 御苦労さまでした。

本請願について、当局より状況等で説明できることがあればお願いします。

相羽経済建設部長。

○経済建設部長（相羽喜次君） 特にございませぬ。

○建設文教委員長（鶴飼貞雄議員） 当局は質疑に対してわかる範囲でお答えいただいたと思います。

これより質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

郷右近委員。

○郷右近 修委員 当局ではなく、請願者の方にお聞きすることはできましたか。

○建設文教委員長（鶴飼貞雄議員） はい。

○郷右近 修委員 じゃ、請願者の方にちょっとお尋ねしたいんですが、今回の請願の中で①、②とありますが、①の信用事業の分離誘導というふうにあります。信用事業って、要するに金融の事業ということかなと思うんですが、これを行っている事業でいうと、それは農業者の皆さんが自分がやっている農業のハウスの整備とか、さまざまな農場整備とかをするようなときに一気にお金が用立てられないときにそれを助けるような事業とか、そういうことにも活用されてきているということなんでしょうか。

○建設文教委員長（鶴飼貞雄議員） 答弁を願います。

石黒様。

○請願者 そのとおりでございます。営農資金の貸し出し等、また、共済で、もし生命に支障を来した場合の保険、一般に言う保険ですね。そういったものに対応する事業でございます。

○建設文教委員長（鶴飼貞雄議員） ほかにございませんか。

郷右近委員。

○郷右近 修委員 その②で准組合員の方々の利用規制ということであれば、程度の差はいろいろあるのかもしれませんが。専業の農家の方、そこまでいかない方、でも、そういう准組合員の方も、今言ったような利益からも外れていくというふうになってしまうわけでしょうか。

○建設文教委員長（鶴飼貞雄議員） 答弁願います。

石黒様。

○請願者 そのとおりでございます。

○建設文教委員長（鶴飼貞雄議員） ほかにございませんか。

蟹井委員。

○蟹井智行委員 こういう意見書について、愛知県での動きとか、愛知県以外の他県の動きなどがわかっていたら教えてください。

○建設文教委員長（鶴飼貞雄議員） 当局、もしくは石黒様、どちらに回答を求めますか。

○蟹井智行委員 請願者の方でわかれば。

○建設文教委員長（鶴飼貞雄議員） はい。

答弁願います。

石黒様。

○請願者 全国の動きは、ちょっと私ども、まだしっかり数字を私はずつかんでおりません。

愛知県は、県会議員の会議の中で議員発議でこの3月にこういう意見書をまとめていただけるということをお聞きしております。また、県下のJA、20JAでございます。それぞれの市町村に対しまして、こういった請願なり意見書、また、首長への要望等、今進めている段階でございます。

少し全国の数、ちょっと今、私は把握しておりませんので、申しわけございません。

○建設文教委員長（鵜飼貞雄議員） ほかにございませんか。

近藤善人副委員長。

○近藤善人委員 准組合員と正会員との人数とか割合とかわかれば、お願いしたいんですけども。

○建設文教委員長（鵜飼貞雄議員） 石黒様でよろしいですか。

○近藤善人委員 はい。

○建設文教委員長（鵜飼貞雄議員） 答弁願います。

石黒様。

○請願者 今、私ども、3万2,000人と申しました。これは、私ども、6市町の、私どもの管内の正組合員のまず数を申し上げます。正組合員が6,667名でございます。准組合員が2万5,208名でございます。合計で3万1,875名が3月31日の登録時点でございます。豊明市は、正組合員が1,237名、准組合員が3,823名、トータルで5,060名の組合員さんがおられます。

○建設文教委員長（鵜飼貞雄議員） ほかにございませんか。

後藤委員。

○後藤 学委員 この意見書案の中で、本市のJAが重要な役割を果たしているということとでいろいろ書いてありますけれども、その内容についてちょっとお聞きしたいと思います。

まず、農産物、産直施設等による農産物の販売、これは、販売額で例えば年間どのくらいの額の販売になっておられるのでしょうか。取扱量についてお聞きしたいと思います。

それから、2点目ですが、農地集積、農地中間管理機構等による農地集積も重要な役割の1つということになっておりますが、この農地集積の実績はどのくらいあるのでしょうか。

それから、3点目、地域の人々の生活を支える事業を運営しということがあります。と書いてありますけれども、この生活を支える事業というのは具体的にどのようなことを指しておられるのか、お伺いいたします。

これは市のほうで答えられるのかな。

○建設文教委員長（鵜飼貞雄議員） 当局のほうでもわかりますか。

(じゃの声あり)

○建設文教委員長(鵜飼貞雄議員) わかる範囲で結構です。

答弁願います。

○経済建設部長(相羽喜次君) 今言われたの、2点目だと思います。中間管理機構については、本市については実績はございません。農地集積の今実態としては、市内で約130ヘクタールというふうに関把握はしております。

終わります。

○建設文教委員長(鵜飼貞雄議員) 後藤委員。

○後藤 学委員 済みません、農地集積というのは土地の貸借ですよ。それが例えば1年間でどのくらい大規模農家のほうに賃貸されたかという、そういう実績をお聞きしておるわけです。

○建設文教委員長(鵜飼貞雄議員) 答弁願います。

相羽部長。

○経済建設部長(相羽喜次君) 今言ったのは、利用権設定で集約をされた面積が今130ヘクタール実績としてありますというお答えなんです、それ以外に何かあるのであれば……。

○建設文教委員長(鵜飼貞雄議員) 質疑、どうぞ続けてください。

後藤委員。

○後藤 学委員 今現在合計でそれだけあるということですね。そういうことであれば……。

(お見込みのとおりですの声あり)

(わかりましたの声あり)

○建設文教委員長(鵜飼貞雄議員) ちょっと待ってください。まだ指名しておりません。

答弁願います。

○経済建設部長(相羽喜次君) 済みません、私のほうからは以上は答えができる範囲です。

○建設文教委員長(鵜飼貞雄議員) 質疑について、まだ先ほどのまだ聞いていない部分に関して、石黒様のほうでわかる範囲で結構ですので、わかる範囲でありましたら御答弁いただけますか。

○請願者 はい。

まず、販売の価格でございます。これは、私の手元では、豊明市全体で米、また、その他農産物等、約4から5億の取り扱いでございます。

また、生活の暮らしの分は、助け合い組織ですね。こういったものを今、私ども中心にやっていますし、また、資産管理ですね。こういった分も、組合員さんの農地の資産の運用とか、そういったものは今私どもとしてサポートをしております。

○建設文教委員長（鵜飼貞雄議員） ほかにございませんか。

後藤委員。

○後藤 学委員 この意見書の3つ目の段落ですけれども、この中でJAさんが実施しておられることが書いてあるわけですが、新規就農者の育成とありますけれども、この新規就農者の育成、私どもがよく耳にするのは、人・農地プランの補助を受けて、野菜とか果物とかつくってみえる方がおるとい話は聞いてはおるんですが、新規就農者の育成の実績はどのようになっておるのでしょうか。

○建設文教委員長（鵜飼貞雄議員） 答弁できますでしょうか。

相羽部長。

○経済建設部長（相羽喜次君） 本年度につきましては、3名の新規就農者があるというふうに聞いております。また、今、農協さん等とタイアップをさせていただいて、新しい品目、生産性と付加価値の高い作物をつくっていただいて、農業を産業として成り立つような形の応援につきまして、私ども、支持もしております。

終わります。

○建設文教委員長（鵜飼貞雄議員） ほかにございませんか。

後藤委員。

○後藤 学委員 今の回答の確認ですけれども、3人、今年度3人という回答でしたけれども、今年度新たに3人ということなのか。

○建設文教委員長（鵜飼貞雄議員） 答弁願います。

相羽部長。

○経済建設部長（相羽喜次君） 今年度、新たに3名ということでございます。

終わります。

○建設文教委員長（鵜飼貞雄議員） ほかにございませんか。

近藤善人副委員長。

○近藤善人委員 准組合員利用規制の導入というのは、ちょっと私、記事で見たら、何か見送られたというようなことを聞いたんですけれども、この辺はちょっと確認なんですけれども、どうなってるのでしょうか。

○建設文教委員長（鵜飼貞雄議員） 答弁できますでしょうか。

石黒様、お願いします。

○**請願者** まだ正式にはこれは決まっておりません。一応、自民党のお偉方は、それこそ組合員の意向で行うということは述べていただいておりますけど、正式にそれが下げられたということは、私ども、聞いておりません。

○**建設文教委員長（鵜飼貞雄議員）** ほかにございませんか。

後藤委員。

○**後藤 学委員** 下から2つ目の段落のところで、JAの総合、1行目と2行目のちょうど1行目の終わりあたりからですけれども、JAの総合事業制を活用した自己改革に取り組んでいるところであるがというふうにあります、この自己改革というのは今どのような取り組みがなされているのか、御説明をいただきたいと思います。

○**建設文教委員長（鵜飼貞雄議員）** 答弁願います。

石黒様。

○**請願者** これは、私ども、今、国からの改革ではなく、私ども組合員、私どもの中からの自己改革という形で今取り組んでおります。その施策でいけば、やはり農産物の販売の販路の拡大等で農業者の所得の向上、また生産資材の共同購入、また量による価格の引き下げ、また肥料の、それを何品種か使った肥料を1つの肥料でおさめるような、例えばこの辺、豊明市ですと水稻が多いもんですから、私ども、水稻で全て効果のある肥料を一回で摂取をするという形で肥料をまくと、そういう合理化と経費の削減等をこの中で取り組んでおります。

特に販路、農家の所得を上げるような、農産物をつくるのは当然農家が主体でございますが、その売るのも、私どもが主体になりまして、先ほども少しございました、新しい野菜の販路等は、イオンさんとの提携、また、生協さんと提携を結びまして、その販路の拡大をこの自己改革の中で取り組んでおります。

また、それぞれ組合員の意見をお聞きして、それぞれ私ども、組合員の組織でございますので、今そういった組合員に対するアンケートもとって、意見交換会、また、提案を聞いて、それぞれの意見に沿った企画を立ち上げて取り組んでいるのが現状でございます。

○**建設文教委員長（鵜飼貞雄議員）** ほかにございませんか。

後藤委員。

○**後藤 学委員** 一番下の段落で、JAのことなので、組合員が決定するものであると、それはそのとおりでだろうと思うんですが、副委員長の質問でお答えがありましたように、正組合員の3倍近い准組合員の方がみえるわけですけれども、この農協のあり方を決めていく中に、その准組合員の意見を取り入れるというようなことは何か考えておられるのかどうか、お伺いしたいと思います。

○建設文教委員長（鶴飼貞雄議員） 答弁願います。

石黒様、お願いします。

○請願者 今、正組合員の方、また准組合員の方に対してもアンケートを実施しております。その中で、取り組みをしていただきたい、また、こういう点を改善していただきたいということで御意見をいただいて、事業計画の中に織り込んでおります。

○建設文教委員長（鶴飼貞雄議員） ほかにございませんか。

（進行の声あり）

○建設文教委員長（鶴飼貞雄議員） これにて質疑を終結し、討論に入ります。

討論のある方は挙手を願います。

郷右近委員。

○郷右近 修委員 この請願と、それから意見書を出すことについて、大いに賛成です。

日本は伝統的に家族農業が中心の気候風土ということだと思いますが、国際的にも今、家族農業の10年と位置づけられて、家族農業が持つ伝統や文化の継承力、それから環境保全能力、こういったものを再評価しようという機運が高まっています。

そうした家族農業の皆さんの共同体として農協が運営されてきているわけですが、この間の国の政策によって、農協や農業者の皆さんの経営が困難になるということが行われながら、一方的に農協改革を行えというふうに押しつけられるというのは不当ではないかというふうに思っているわけであります。農協さん自身も自己改革に取り組むということで、その姿勢を尊重するというところこそ大事かなと思うので、全面的に賛成です。

○建設文教委員長（鶴飼貞雄議員） ほかにございませんか。

蟹井委員。

○蟹井智行委員 意見書の提出を求める請願に賛成の立場で意見を述べます。

私も産直の店舗をよく利用させていただいています。このポイントカードにポイントをとためて、使わせていただいています。大変商品が新鮮で、価格も魅力的で、妻がよく連れてってくれて言うもんですから、妻と一緒に出かけさせていただいています。これからも産直店舗にもっともっと魅力的な商品が並ぶようにしていただきたいなと思います。現在の形をぜひ維持していただきたいと思いますので、賛成といたします。

○建設文教委員長（鶴飼貞雄議員） ほかにございませんか。

後藤委員。

○後藤 学委員 それでは、請願第1号 農協改革に関する意見書の提出を求める請願について、賛成の立場で討論をいたします。

農協は、地域農業の維持や住民生活に貢献している側面もありますが、旧態依然の組織

経営に安住し、改革を怠っているとの批判は、正直、いろいろな人から耳にするところです。ただ、そうした改革は、農協が地域の声を聞き、主体的に行うべきもので、例えば行政における保育の民営化、あるいは国保制度の改悪のように、国が主導して強引に押しついたり誘導したりすべきものではないというふうに私も考えております。

請願の趣旨は、信用事業譲渡及び准組合員規制の導入は、農協の主権者たる組合員の判断に基づき、慎重に対応することとあるので、農協が組合員だけではなく准組合員の意見も聞きながら、先ほどアンケートなどもとられるということでしたけれども、真剣に改革に取り組むと、組んでいただくということを条件として、賛成をいたします。

○建設文教委員長（鵜飼貞雄議員） ほかにございませんか。

（進行の声あり）

○建設文教委員長（鵜飼貞雄議員） 以上で討論を終結し、採決に入ります。

請願第1号は採択すべきものと決することに御異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○建設文教委員長（鵜飼貞雄議員） 御異議なしと認めます。よって、請願第1号は、全会一致により採択すべきものと決しました。

以上で、本委員会に付託されました案件の審査は終了いたしました。

お諮りいたします。委員会報告書については私に一任願えますか。

（異議なしの声あり）

○建設文教委員長（鵜飼貞雄議員） ありがとうございます。

委員会報告書については例に従い提出をさせていただきます。

慎重な御審査、御苦労さまでした。これにて建設文教委員会を閉会いたします。

午後零時21分閉会